

# 山口県報

平成23年  
3月8日  
(火曜日)

## 目次

規則  
山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一

告示  
解除予定保安林(長門市)(森林整備課)……………二  
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………二  
道路の区域の変更(道路整備課)……………二  
道路の供用の開始(道路整備課)……………三  
周東町久奈土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三  
防府都市計画道路の変更(都市計画課)……………三  
周南都市計画道路の変更(都市計画課)……………三  
行政手続法の規定に基づく公開の聴聞(住宅課)……………四

公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………四  
漁業委告示  
漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示……………四



山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関成

## 山口県規則第三号

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

山口県立衛生看護学院学則(昭和四十六年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「入学、」を削り、「第七条」を「第十一条」に改め、「授業料等」を「授業料」に改める。

第一条中「保健師、助産師及び」を削る。

第二条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二条の二中「保健学科及び助産学科にあつては二年」を削る。

第五条第一項第四号中「保健学科及び助産学科にあつては六週間、第一看護学科及び第二看護学科にあつては」を削る。

第六条中第一項及び第二項を削り、同条第三項中「別表第三」を「別表第一」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「別表第四」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第四章の章名中「入学、」を削る。

第七条から第十条までを次のように改める。

第七条から第十条まで 削除

第十五条の二中「(第一看護学科及び第二看護学科の学生に限る。)」を削る。

第十六条の二第一項中「の第一看護学科又は第二看護学科」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 前項の規定により転入学を許可された者は、指定する期日までに、誓約書及び身元保証書を院長に提出しなければならない。

「第七章の二 授業料等」を「第七章の二 授業料」に改める。

第二十三条の二中「又は入学試験を受けようとする者」及び「又は入学試験料」を削る。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表第一とし、別表第四を別表第二とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。



山口県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関成

一 解除予定保安林の所在場所

長門市深川湯本字三谷二二の一〇九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認められた。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関成

牛島加入区

山口県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類	県道
路線名	萩三隅線
道路の区域	
区	間
長門市三隅中下中村一五七三の一 地先から 同市三隅中 同字一五七三の一〇地 先まで	
新	旧
最狭 一一・三〇・八	最狭 一一・四三・八〇
延長 一〇・三	延長 一〇・三
	備考

道路の種類	県道
路線名	南岩国停車場磯崎線
道路の区域	
区	間
岩国市尾津町二丁目二四の一三 地先から 同市今津町四丁目一〇九の二地先 まで 岩国市尾津町二丁目二四の一三 地先から 同市今津町四丁目一〇九の二地先 まで 岩国市尾津町二丁目二四の一三 地先から 同市今津町四丁目一〇九の二地先 まで 岩国市尾津町二丁目二四の一三 地先から 同市今津町四丁目一〇九の二地先 まで 岩国市尾津町二丁目二四の一三 地先から 同市今津町四丁目一〇九の二地先 まで	
新	旧
最狭 二二・九・五	最狭 一九・七・〇〇
延長 八七九・五	延長 二、五〇三・五
	備考

道路の種類 県道  
路線名 長門三隅線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長門市三隅中字下中村一五七三の一 地先から 同市三隅中 同字一五七三の一〇地 先まで	最狭 一一・三 最広 一〇・八	最狭 一一・三 最広 一四・八		一〇・三	一〇・三	県道秋三隅線の 道路の区域 (重用)

山口県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県南岩国停車場磯崎線	岩国市門前町二丁目四五四の一 地先から 同市門前町一丁目二五四の一 五地先まで 岩国市門前町三丁目三八七 九の一 地先から 同市門前町二丁目三八八 の三 地先まで	平成二十三年三月 八日

山口県告示第九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、周東町久宗土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

一 土地区画整理組合の名称

周東町久宗土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩国市山手町二丁目六五番二二号

三 設立認可の年月日

平成八年六月十四日

四 変更の内容

事業施行期間を平成八年六月十四日から平成二十三年九月三十日までとする。

五 変更認可の年月日

平成二十三年三月八日

山口県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・五富海大道線

二 変更の内容

区域の変更

山口県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市建設部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

二 周南都市計画道路三・四・三百九国道二号線  
変更の内容  
区域の変更

山口県告示第九十九号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

一 聴聞の期日

平成二十三年三月十六日（水曜日）午前十時

二 聴聞の場所

山口県庁土木建築部入札室

三 被聴聞者

商 号 氏 名 住 所

エイチ・エス

清水 弘文 宇部市常盤町一丁目三番二八号

四 聴聞に係る処分

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項に規定する業務の停止



(五五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年四月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口アスレチック・クラブ

代 表 者 の 氏 名 山根 幹夫

主たる事務所の所在地 山口市朝田一〇一六番地

三 定款に記載された目的

山口県からリーグチームを目指すサッカーチーム、レノファ山口FCの運営を通じて、青少年の健全育成、地域スポーツの振興と活性化を推進し、将来的には、他のスポーツクラブの育成も視野に、スポーツ活動を核とした元気県山口の創造に資すること。

(五六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十三年四月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人しぜんとおそびたい

代 表 者 の 氏 名 安倍 隆史

主たる事務所の所在地 長門市油谷蔵小田一〇〇八番地の二



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による指示に関する告示(平成二十二年山口県内水面漁場管理委員会告示第一号)は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月八日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 小 川 昶三朗

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい(まこい及びにしきこいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川(佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川(厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

平成二十三年三月八日印刷  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山田 隆